



## 滞納問題〜相談センターの経験から

東京・多摩合同会計事務所・税理士 井上 礎幸もといゆき

現代の税制に対する問題のうち近年注目すべきは滞納問題です。その恐ろしさは、確定申告時及び住民税や国民健康保険税の通知日に判明します。

### 徴収から見える行政の姿

消費税を含め、法人であれば法人税、個人事業主であれば所得税などの税負担がある程度覚悟しているものです。日本の消費税、及び法人税所得税は確定申告制度を採用しています。ご自身の確定申告期限⇒納付期限の期日までに全額納付できない場合は、納付計画を具体的に検討すべきですが、全ての納税者が計画通りに納税できるとは限りませんが、ご自身の生活や家族、従業員を守るために現在の日本の行政の現実の一部をご紹介します。

ここで注目すべきは、行政側の方

針は、「滞納者＝悪」であり、「強制的徴収すること＝公平な税務執行」である、という偏見です。滞納者なぜ支払えないのかという観点は全く無視することが近年の特徴です。

科目別の滞納発生状況（平成30年度）

区分	新規発生滞納	
	件数	税額（百万円）
源泉所得税	90,680	32,447
申告所得税	542,039	125,622
法人税	77,229	69,742
相続税	15,716	30,835
消費税	521,098	352,076
その他	62,383	3,529
合計	1,309,145	614,251

（国税庁統計情報を要約したもの）

### あらゆる税金の滞納相談

私個人の取り組みとして滞納相談

センターという税理士を中心に運営している団体での活動経験を報告させていただきます。

滞納相談センターには税務署や、社会保険庁、地方自治体から滞納している税金等の督促の対応に苦慮、絶望した方々から電話がかかってくる。主にホームページを見て電話をかけてきているようです。

相談者は税を滞納しているという引け目があるためか恐る恐るかけてきていることが電話越しに分かります。最初は名前も聞かず、また、滞納に至った経緯や事情も相手が話し出すまで聞き役に徹しています。

昨年12月の最終週に相談員として当番がありました。4件の相談のうち3件を継続的に支援することになりました。直接役所との交渉も含めたものになりますが、関東2件と九州1件です。

ここ最近特に感じる問題は、督促する職員が一年以内から二年以内の分納以外全く相談に応じないということです。確かに税金は期日までに全額金銭での納付が原則ですが、支払えない方がいることは事実です。

本来であれば、基礎的自治体が国民生活のセーフティネットの主体者であるべきですが、その自治体が住民を追い込む組織となっています。それもマイナンバー等の情報を利用する権限を持っている恐ろしさが加わります。

### 消費税の滞納がトップ

国税庁の統計資料では、2018年度（平成30年度）における新規発生滞納税総額6千億円を超えるうち約3・5千億円が消費税によるものです。安定財源として消費税は有効であるという主張を聞きますが、滞納額が国税全体の50%を超えることは、支払い能力に応じて税額を負担するという「応能負担の原則」に反している結果ということになります。

### 支払い能力に応じた税負担を

支払い能力に応じた負担の税の構築は国民の生きる力、能力の源になるはず。2020年度の税制改正に是非とも消費税の見直しが必要。です。